

## 選考試験 専門記述式問題（歴史学芸員（生涯学習概論））

次の文章を読んで、〔問題〕に解答しなさい。

文部科学省告示第 165 号「博物館の設置及び運営上の望ましい基準」第 10 条では、博物館の事業を実施するに当たって配慮を必要とする者が当該事業を円滑に利用できるよう、各種のサービスの提供に努めることが求められている。これと関連する近年の動向として、平成 18 年の国連総会において採択され、平成 26 年に日本で批准された「障害者の権利に関する条約」では、第 24 条に「障害者を包容するあらゆる段階の教育制度及び生涯学習を確保する」ことが明記された。これによって障害者が障害を理由として教育制度一般から排除されないことや、個人に必要とされる合理的配慮（※）が提供されることなどが締約国に求められるようになった。また、日本国内では平成 23 年に障害者基本法の一部が改正されたり、平成 25 年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が制定されたりしたことで、障害の有無によって分け隔てられることのない共生社会の実現に向けた制度が整備されてきた。

こうした中、文部科学省では、「特別支援教育の生涯学習化」というコンセプトが掲げられ、学校卒業後における障害者の学びの推進方策が検討されてきた。特に社会教育施設における取組みが重要視されており、博物館も例外ではないといえる。その課題として、学習機会提供主体の「障害」理解や合理的配慮に関する知識の不足などが指摘されており、学芸員に求められる重要な資質の一つとして考えていく必要がある。

※「合理的配慮」とは、障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。（「障害者の権利に関する条約」第 2 条）

### 〔問題〕

博物館における障害者の生涯学習を推進する上で、「学習機会提供主体の『障害』理解や合理的配慮に関する知識の不足」によって生じると考えられる問題と対応策について、「自己責任」、「ユニバーサルミュージアム」、「障害特性」、「合理的配慮」の 4 つのキーワードを全て用いて、400 字程度で論述しなさい。なお、各キーワードの初出箇所には下線を引いて示すこと。